広島市告示（安佐北区）第１１２号

令 和 ８ 年 １ ０ 月 １ 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和８年１０月１日から令和８年１０月１５日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　　松　井　　一　實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐北２区７１０号線	安佐北区深川四丁目２５１４番４地先から 安佐北区深川四丁目２５２２番３地先まで	令和８年１０月１日
市道	安佐北２区７１０号線	安佐北区深川四丁目２５６４番２地先から 安佐北区深川四丁目２５９３番２地先まで	令和８年１０月１日
市道	安佐北２区１１３０号線	安佐北区深川四丁目２５２９番３地先から 安佐北区深川四丁目２５９２番１地先まで	令和８年１０月１日